

W i M A X 通信サービス契約約款

平成28年10月3日
KDD I 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 WiMAX通信サービスの提供区間

- 第4条 WiMAX通信サービスの提供区間

第3章 WiMAX通信契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込の方法
- 第7条 契約申込の承諾
- 第8条 WiMAX通信契約に基づく権利の譲渡
- 第9条 WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除
- 第10条 当社が行うWiMAX通信契約の解除
- 第11条 その他の契約内容の変更
- 第12条 その他の提供条件

第4章 付加機能

- 第13条 付加機能の提供
- 第14条 包括的管理の取扱いの適用を受ける場合における付加機能の取扱い

第5章 WiMAX機器の利用

- 第15条 WiMAX機器登録の請求
- 第16条 WiMAX機器登録の廃止
- 第17条 WiMAX機器への認証情報の書込み

第6章 利用中止等

- 第18条 利用中止
- 第19条 利用停止

第7章 通信

- 第20条 通信の条件
- 第21条 通信利用の制限等

第8章 料金等

第1節 料金等

第22条 料金等

第2節 料金等の支払義務

第23条 基本料等の支払義務

第24条 パケット通信料の支払義務

第25条 手続きに関する料金の支払義務

第3節 料金の計算及び支払

第26条 料金の計算及び支払

第4節 割増金及び延滞利息

第27条 割増金

第28条 延滞利息

第9章 保守

第29条 契約者の維持責任

第30条 契約者の切分責任

第31条 修理又は復旧の順位

第10章 損害賠償

第32条 責任の制限

第33条 免責

第11章 雑則

第34条 承諾の限界

第35条 利用に係る契約者の義務

第36条 契約者の氏名等の通知

第37条 契約者に係る情報の利用

第38条 法令に規定する事項

第39条 閲覧

第12章 附帯サービス

第40条 附帯サービス

別記

- 1 WiMAX通信サービスの提供区間
- 2 契約者の氏名等の変更
- 3 契約者の地位の承継
- 4 包括的管理の取扱い
- 5 技術基準等
- 6 WiMAX機器に異常がある場合等の検査
- 7 WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 8 WiMAX機器の電波法に基づく検査
- 9 新聞社等の基準
- 10 契約者の禁止行為
- 11 当社の維持責任
- 12 WiMAX通信契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者
- 13 支払証明書の発行

料金表

通則

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1表 | WiMAX通信サービスに関する料金 |
| 第1 | 基本使用料 |
| 第2 | パケット通信料 |
| 第3 | 付加機能使用料 |
| 第4 | 手続きに関する料金 |
| 第2表 | 附帯サービスに関する料金等 |

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このWiMAX通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりWiMAX通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、WiMAX通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 WiMAX通信網	主としてパケット通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、UQコミュニケーションズ株式会社が設置するもの
5 アクセスポイント	WiMAX通信網と、当社のリモートアクセスサービス契約約款に定めるリモートアクセス網との接続点
6 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
7 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
8 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備
9 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
10 WiMAX基地局	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じと

設備	します。)第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
11 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 WiMAX通信サービス	WiMAX通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、WiMAX基地局設備とWiMAX機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
13 WiMAX通信契約	当社からWiMAX通信サービスの提供を受けるための契約
14 WiMAX通信契約者	当社とWiMAX通信契約を締結している者
15 WiMAX通信サービス利用権	WiMAX通信契約者がWiMAX通信契約に基づいてWiMAX通信サービスの提供を受ける権利
16 WiMAX回線	WiMAX基地局設備とWiMAX通信契約者が指定するWiMAX機器との間に設定される電気通信回線
17 WiMAX通信サービス取扱所	WiMAX通信サービスに関する業務を行う当社の事業所
18 WiMAX機器情報	WiMAX機器毎に定められている固有の番号
19 認証情報	WiMAX通信サービスの提供に際してWiMAX契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの
20 料金月	1の暦月の起算日(当社がWiMAX通信契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
21 セッション	当社の電気通信設備においてWiMAX機器に係るIPアドレスの割り当てを維持している状態
22 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

- 2 各用語のうち、この約款及び料金表に定めのないものについては、当社のリモートアクセスサービスに係る契約約款等に定めるところによります。

第2章 WiMAX通信サービスの提供区間

(WiMAX通信サービスの提供区間)

第4条 当社のWiMAX通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するWiMAX通信サービス取扱所において、WiMAX通信サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 WiMAX通信契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のWiMAX回線ごとに1のWiMAX通信契約を締結します。この場合、WiMAX通信契約者は、1のWiMAX通信契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 WiMAX通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うWiMAX通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) WiMAX通信網を介して接続するリモートアクセスサービスの利用契約回線

(2) その他当社が指定する事項

2 前項の場合において、包括的管理の取扱い（別記4に定める取扱いをいいます。以下同じとします。）の適用を受けるWiMAX回線の提供に係る申込みをするときは、そのWiMAX回線が所属する1の包括回線グループ（別記4に定めるものをいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、WiMAX通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、WiMAX通信サービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあったWiMAX通信サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) WiMAX通信網を介して接続するリモートアクセスサービスの利用契約回線に係る契約者の同意が得られないとき。

(3) WiMAX通信契約の申込みをした者がWiMAX通信サービスに係る料金その他の債務（以下「料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) WiMAX通信契約の申込みをした者が第19条（利用停止）の規定によりWiMAX通信サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うWiMAX通信契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) WiMAX通信契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。

(6) 第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(7) その他WiMAX通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 前項の規定によるほか、当社は、そのWiMAX通信契約の申込みが包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾することにより別記4に反することとなる場合は、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾しません。

(WiMAX通信契約に基づく権利の譲渡)

第8条 WiMAX通信サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 WiMAX通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、契約事務を行うWiMAX通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 包括的管理の取扱いの適用を受けているWiMAX回線に係るWiMAX通信サービス利用権の譲渡の承認に関する請求は、包括回線グループを単位として行っていただきます。

4 当社は、前2項の規定によりWiMAX通信サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

(1) WiMAX通信サービス利用権を譲り受けようとする者がWiMAX通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第2項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。

(3) WiMAX通信サービス利用権を譲り受けようとする者が、第19条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、WiMAX通信サービスの利用を停止されたことがある又はWiMAX通信契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第35条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 前項の規定によるほか、当社は、そのWiMAX通信サービス利用権の譲渡の承認に関する請求が包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その請求を承認することにより別記4に反することとなる場合は、その請求を承認しません。

6 WiMAX通信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、WiMAX通信契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除)

第9条 WiMAX通信契約者は、WiMAX通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うWiMAX通信サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行うWiMAX通信契約の解除)

第10条 当社は、第19条(利用停止)の規定によりWiMAX通信サービスの利用を停止されたWiMAX通信契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのWiMAX通信契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、WiMAX通信契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、WiMAX通信サービスの利用停止をしないでそのWiMAX通信契約を解除することがあります。

3 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けているWiMAX回線について、別記4に反することとなった場合は、そのWiMAX通信契約を解除することがあります。

- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、WiMAX通信契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのWiMAX通信契約を解除することがあります。
- 5 前4項の規定にかかわらず、当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けるWiMAX回線に係るWiMAX通信契約者について、その契約者の地位の承継により第7条（契約申込みの承諾）第4項に規定する承諾条件を満たさなくなったことを知ったときは、直ちにそのWiMAX通信契約を解除します。
- 6 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのWiMAX通信契約を解除しようとするときは、あらかじめWiMAX通信契約者にそのことを通知します。

（その他の契約内容の変更）

第11条 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、第6条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第12条 WiMAX通信契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第13条 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表（WiMAX通信サービスに関する料金）第3（付加機能使用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者がWiMAX通信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が第19条（利用停止）の規定によりWiMAX通信サービスの利用停止をされている、又は当社が行うWiMAX通信契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第3に特段の定めがあるとき。

2 当社は、料金表第1表第3に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(包括的管理の取扱いの適用を受ける場合における付加機能の取扱い)

第14条 包括的管理の取扱いの適用を受けるWiMAX回線に係る付加機能の利用の請求は、新たに包括回線グループを設定する際に、その設定する包括回線グループを単位として行っていただきます。

- 2 当社は、包括回線グループに追加されたWiMAX回線については、その追加の請求を付加機能（前項の規定によりその包括回線グループに提供されているものに限ります。）の利用の請求とみなして取り扱います。
- 3 WiMAX通信契約者は、前2項の規定により提供されている付加機能を廃止することができません。

第5章 WiMAX機器の利用

(WiMAX機器登録の請求)

第15条 WiMAX通信契約者は、そのWiMAX回線にWiMAX機器（UQコミュニケーションズ株式会社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びWiMAX通信サービスのWiMAX回線に接続ができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、そのWiMAX機器情報の登録（以下「WiMAX機器登録」といいます。）の請求をしていただきます。

2 当社は、次のWiMAX機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。

(1) その接続が別記5に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないもの。

(2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するもの。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。

3 前項の規定によるほか、WiMAX通信契約者は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

(1) 1のWiMAX通信契約についてWiMAX機器登録の数が4以上となるとき。

(2) そのWiMAX機器情報が既に登録されているものであるとき（そのWiMAX機器登録を第三者が行っているときを含みます。）。

(WiMAX機器登録の廃止)

第16条 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

(1) WiMAX通信契約の解除があったとき。

(2) WiMAX通信契約者から廃止の請求があったとき（1のWiMAX通信契約に係る全てのWiMAX機器登録を廃止することとなるときを除きます。）。

(3) その他当社が必要と判断したとき。

(WiMAX機器への認証情報の書込み)

第17条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けないことができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、WiMAX通信サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又はUQコミュニケーションズ株式会社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第21条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりWiMAX通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめWiMAX通信契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、WiMAX通信契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのWiMAX通信サービスに係る料金等その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金等(当社がWiMAX通信サービスに係る料金等と料金月単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間)、そのWiMAX通信サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) WiMAX通信契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他のWiMAX通信サービスを含みます。以下本条において同じとします。))又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。))について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) WiMAX通信契約者がそのWiMAX通信サービス又は当社と契約を締結している他のWiMAX通信サービスの利用において、第35条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) WiMAX通信契約者が、別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(5) WiMAX通信契約者が、別記7又は8の規定に違反したとき。

(6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、WiMAX通信サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりWiMAX通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、WiMAX通信契約者にその理由、利用停止をする日及び期間を通知します。

ただし、前項第3号の規定によりWiMAX通信サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(通信の条件)

第20条 通信は、そのWiMAX機器がUQコミュニケーションズ株式会社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 UQコミュニケーションズ株式会社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 アクセスポイントとの間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

4 WiMAX通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルの係る伝送速度を保証するものではありません。

5 WiMAX通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

6 WiMAX通信契約者は、1のWiMAX通信契約において、同時に2以上のWiMAX機器による通信を行うことはできません。

7 当社は、1のWiMAX機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

8 電波状況等により、WiMAX通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限等)

第21条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用しているWiMAX回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、WiMAX通信網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはWiMAX通信サービスに係る利用者のWiMAX通信サービスの利用に支障が生じることを防止するため、WiMAX通信網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってWiMAX通信網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、WiMAX通信網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金等

(料金等)

第22条 WiMAX通信サービスに係る料金は、料金表第1表（WiMAX通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、パケット通信料、付加機能使用料及び手続きに関する料金とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料等の支払義務)

第23条 WiMAX通信契約者は、そのWiMAX通信契約に基づいて当社がWiMAX回線又は付加機能の提供を開始した日から起算してWiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、基本料等（料金表第1表（WiMAX通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）又は料金表第1表第3（付加機能使用料））に規定する料金をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用停止等によりWiMAX通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料等の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、WiMAX通信契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、WiMAX通信契約者は、次の場合を除いて、WiMAX通信サービスを利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 WiMAX通信契約者の責めによらない理由により、そのWiMAX通信契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（そのWiMAX通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する基本料等

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本料等の日割については、料金表通則に定めるところによります。

(パケット通信料の支払義務)

第24条 WiMAX通信契約者は、そのWiMAX回線（料金表第1表（WiMAX通信サービスに関する料金）第1（基本使用料））に規定するプランⅡの適用を受けているも

のに限ります。)とアクセスポイントとの間のパケット通信(そのWiMAX回線に係るWiMAX通信契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。)について、料金表第1表第2(パケット通信料)に規定するパケット通信料の支払を要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第25条 WiMAX通信契約者は、WiMAX通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(WiMAX通信サービスに関する料金)第4(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払を要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第3節 料金の計算及び支払

(料金の計算及び支払)

第26条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第27条 WiMAX通信契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 WiMAX通信契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第29条 WiMAX通信契約者は、WiMAX機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、WiMAX通信契約者は、WiMAX機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第30条 WiMAX通信契約者は、WiMAX機器がWiMAX回線に接続されている場合であって、WiMAX回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、そのWiMAX機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、WiMAX通信契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がWiMAX通信契約者に係る電気通信設備にあったときは、WiMAX通信契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第31条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第32条 当社は、WiMAX通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのWiMAX通信サービスが全く利用できない状態（そのWiMAX通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのWiMAX通信契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、WiMAX通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのWiMAX通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（WiMAX通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）に規定する料金（そのWiMAX通信契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1日平均のパケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、WiMAX通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第33条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、WiMAX通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、WiMAX通信契約者が使用若しくは所有しているWiMAX機器（そのWiMAX機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第34条 当社は、WiMAX通信契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたWiMAX通信契約者にその理由を通知します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第35条 WiMAX通信契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) WiMAX機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がWiMAX機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でWiMAX通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。

なお、別記10に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報(WiMAX機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができるWiMAX機器をWiMAX回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 WiMAX通信契約者は、前項各号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(注) そのWiMAX回線について、UQコミュニケーションズ株式会社が通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると当社が認めるときは、本条第1項第2号の規定に違反したものとして取り扱います。

(契約者の氏名等の通知)

第36条 WiMAX通信契約者は、第9条(WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除)又は第10条(当社が行うWiMAX通信契約の解除)の規定に基づきWiMAX通信契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記12に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(WiMAX通信契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第37条 当社は、WiMAX通信契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、WiMAX通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、WiMAX通信契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第38条 WiMAX通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記5から8及び11に定めるところによります。

(閲覧)

第39条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第40条 WiMAX通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記13に定めるところによります。

別記

1 WiMAX通信サービスの提供区間

当社のWiMAX通信サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
WiMAX通信サービス	WiMAX回線の終端とアクセスポイントとの間

2 契約者の氏名等の変更

- (1) WiMAX通信契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うWiMAX通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) WiMAX通信契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりWiMAX通信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うWiMAX通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) WiMAX通信契約者は、(1)の届出を怠った場合には、別記2の(3)から(6)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

4 包括的管理の取扱い

当社は、その契約者名義が同一のものであるWiMAX回線について、包括的管理の取扱い（契約変更の申込みの受付け、WiMAX通信サービス利用権の譲渡の承認に関する請求の受付け、付加機能の提供等に関する請求の受付け又は料金その他の債務の請求等について、包括回線グループ（そのWiMAX通信契約者があらかじめ指定したWiMAX回線（その基本使用料の料金種別及び付加機能の適用が同一となるものに限ります。）により構成される回線群をいいます。）を単位として、一括して行う取扱いをいいます。）を行います。

5 技術基準等

WiMAX機器が適合すべき技術基準等は次のとおりとします。

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）

技術的条件	—
-------	---

6 WiMAX機器に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、WiMAX通信契約者に、そのWiMAX通信機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、WiMAX通信契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 当社は、第1項の検査を行った結果、WiMAX機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

7 WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) WiMAX通信契約者は、WiMAX機器登録されているWiMAX機器について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、UQコミュニケーションズ株式会社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのWiMAX機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) UQコミュニケーションズ株式会社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、WiMAX通信契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 当社は、(2)の検査の結果、WiMAX機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

8 WiMAX機器の電波法に基づく検査

別記7に規定する検査のほか、WiMAX機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記7の(2)及び(3)の規定に準ずるものとしします。

9 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

10 契約者の禁止行為

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用

又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) WiMAX通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてWiMAX通信サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

11 当社の維持責任

当社又はUQコミュニケーションズ株式会社は、当社又はUQコミュニケーションズ株式会社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

12 WiMAX通信契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、楽天イー・モバイル株式会社及び日本通信株式会社

13 支払証明書の発行

- (1) 当社は、WiMAX通信サービス契約者から請求があったときは、そのWiMAX通信契約者に係るWiMAX通信サービスの支払証明書を発行します。
- (2) WiMAX通信サービス契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、基本使用料、パケット通信料及び付加機能使用料を、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、基本使用料、パケット通信料及び付加機能使用料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、この料金表に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(基本料等の日割)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本料等をその利用日数に応じて日割します。
ただし、プランⅡに係る基本使用料については、課金パケット（第1表第2（パケット通信料）に規定する課金パケットをいいます。）の数が9,050以下の場合に限り、その基本使用料をその利用日数に応じて日割します。
(1) 料金月の起算日以外の日、WiMAX回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
(2) 料金月の起算日以外の日、WiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
(3) 料金月の起算日にWiMAX回線又は付加機能の提供を開始し、その日にそのWiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
(4) 料金月の起算日以外の日、基本料等の額が増加又は減少したとき。
(この場合において、増加又は減少後の基本料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
(5) 第23条（基本料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
(6) 料金月の起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による基本料等の日割は、その料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第23条第2項第2号の表に規定する基本料等の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 7 5の(6)の規定による基本料等の日割は、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

11 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

12 当社は、当該料金月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その料金月に請求すべき料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

13 当社は、12の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

14 この料金表により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のWiMAX通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

16 WiMAX通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 WiMAX通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

WiMAX通信サービスに係る基本使用料の適用については、第23条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用							
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア WiMAX通信サービスの基本使用料には、次の料金種別があります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランⅠ</td> <td>パケット通信料の支払いを要しないもの</td> </tr> <tr> <td>プランⅡ</td> <td>パケット通信料の支払いを要するもの</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	プランⅠ	パケット通信料の支払いを要しないもの	プランⅡ	パケット通信料の支払いを要するもの
	料金種別	内容					
	プランⅠ	パケット通信料の支払いを要しないもの					
プランⅡ	パケット通信料の支払いを要するもの						
イ WiMAX通信契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受けるWiMAX回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。							
ウ WiMAX通信契約者は、アの料金種別変更の請求をすることができます。							
	エ 当社は、ウの請求があったときは、第7条（申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、ウの請求があった日の属する料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別を適用します。						

2 料金額

1のWiMAX通信契約ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プランⅠ	4, 267円
プランⅡ	362円

第2 パケット通信料

1 適用

WiMAX通信サービスに係るパケット通信料の適用については、第24条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用					
<p>(1) パケット通信料の算定</p>	<p>ア パケット通信料は、WiMAX通信契約ごとに、1の料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（WiMAX機器又はアクセスポイントに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とアクセスポイントとの間に設置したUQコミュニケーションズ株式会社の機器により単位測定時間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかつた場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ WiMAX通信契約者は、WiMAX通信契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>				
<p>(2) 上限額の適用</p>	<p>WiMAX通信契約者は、WiMAX通信契約ごとに、(1)の規定により算出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="544 1352 1436 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>4,381円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額 (税抜価格)	上限額	4,381円
区分	料金額 (税抜価格)				
上限額	4,381円				
<p>(3) 正しく算定できなかった場合の取扱い</p>	<p>WiMAX通信契約者は、パケット通信料について、当社又はUQコミュニケーションズ株式会社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、WiMAX通信契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1WiMAX通信契約あたりの1日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算</p>				

	出した1WiMAX通信契約あたりの1日平均のポケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	--

2 料金額

1課金パッケージごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
ポケット通信料	0.04円

第3 付加機能使用料

1 適用

WiMAX通信サービスに係る付加機能使用料の適用については、第23条（基本料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用	
(1) 機器追加機能に係る付加機能使用料の適用	WiMAX通信契約者は、第23条（基本料等の支払義務）の規定にかかわらず、機器追加機能の提供を開始した日の属する料金月の初日から機器追加機能の廃止のあった日の属する料金月の末日までの期間について、機器追加機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (税抜価格)
ア 機器追加機能	WiMAX機器登録を行った複数のWiMAX機器を使用してWiMAX通信を行うことができる機能	1登録機器ごとに月額	200円
	備考 (ア) 本機能は、WiMAX通信契約者（包括的管理の取扱いの適用を受けるWiMAX回線に係るWiMAX通信契約者を除きます。）に限り提供します。 (イ) 同時に通信を行うことができるWiMAX機器の数は、1のWiMAX通信契約につき1に限ります。 (ウ) WiMAX機器登録ができるWiMAX機器の数は、1のWiMAX通信契約につき3を上限とします。 (エ) その他本機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

第4 手続きに関する料金

1 適用

WiMAX通信契約に係る手続きに関する料金は、第25条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	WiMAX機器登録手数料	WiMAX機器情報の登録又は削除（以下「登録等」といいます。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) WiMAX機器登録手数料の適用	<p>ア 1のWiMAX通信契約に係る請求により同時に2以上のWiMAX機器情報の登録等を行う場合は、これを1のWiMAX機器情報の登録等とみなしてWiMAX機器登録手数料を適用します。</p> <p>イ WiMAX通信契約の解除に伴うWiMAX機器情報の削除については、WiMAX機器登録手数料の支払いを要しません。</p>	

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額 (税抜価格)
WiMAX機器登録手数料	1登録等ごとに	1,000円

第2表 附帯サービスに関する料金等

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記13（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	WiMAX通信サービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、WiMAX通信サービス契約者は、別記13の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年10月3日から実施します。